

外国人学校に対する処遇改善を！

ご存知ですか？

日本には、現在200万人を超える外国人が暮らしています。210余校の外国人学校があり外国人たちは自力で学校を運営し、子どもたちに自国の言葉や文化を教えながら、近隣の日本学校、地域住民との相互理解を深めています。また、外国人学校で学んだ子どもたちは、日本の「多文化共生社会」実現のため様々な分野で貢献しています。しかし、日本政府や地方自治体の外国人学校への支援は十分でなく、学校経営を寄付に頼らざるを得ない状況です。何より、寄付を集めやすくする税制度上の優遇措置は、欧米系のインターナショナルスクールには適用されていますが、京都・滋賀にある5校をはじめ100余校の朝鮮学校や、中華学校などには適用されていません。

◇◆税制上優遇措置における 問題点とは◆◇

指定寄付金制度の適用対象から除外

指定寄付金制度とは、例えば、学校の改築工事への寄付などに適用される税制度上の優遇措置で、法人が寄付した場合は全額が「損金算入」され、個人が寄付した場合も一定額まで「所得控除」されます。

この制度は、インターナショナルスクールなどの各種学校には適用されていますが、朝鮮学校や中華学校などは「公益性がない」との理由から除外されています。

特定公益増進法人制度の対象からも除外

特定公益増進法人制度とは、例えば、日常的な学校運営費などへの寄付について適用される税制度上の優遇措置で、法人や個人の寄付が、一般の寄付よりさらに優遇を受けます。

2003年3月の省令改正で、「初等教育又は中等教育を外国語により施す」各種学校が特定公益増進法人制度の対象に追加され、外国人学校のうち欧米系のインターナショナルスクールは「体内直接投資を促進する」などの理由から特定公益増進法人の認定を受けましたが、その他の外国人学校はすべて除外されたままです。

請願署名にご協力ください

左記のように、朝鮮学校や中華学校などの外国人学校は、税制度上の優遇措置が適用されておられません。

このような差別処遇について、学校法人東京朝鮮学園と神奈川朝鮮学園、そして学校法人横浜山手中華学園が、日本弁護士連合会（以下、日弁連）に対して人権救済申立を行いました（2006年3月）

そして2008年3月、日弁連は、これは人権侵害であるとし、日本政府に対して早急に是正するよう、勧告を出しました。

我々は、このような差別処遇が一日でも早く改善されるよう国会に対して請願署名を提出することを決め、署名運動を行っております。どうか請願趣旨、内容に賛同していただき署名にご協力をお願いいたします。

取扱団体(連絡先)：学校法人 京都朝鮮学園

〒615-0041 京都市右京区西院南高田町17番地

TEL075-313-6161 FAX075-313-8308

集約の期日：2008年8月31日